

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の労働力人口においては、東日本大震災の壊滅的な被害による大幅な人口減少、働く場の消失、さらに早期生活再建による町外流出、高齢化率の増加などにより減少しつつある。

また、将来推計人口について、「女川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の試算によると年々減少傾向にあることから、将来的な労働力人口も同様に減少傾向が見込まれる。

町内総生産の状況を産業別にみると、第一次産業については水産業を中心に就業者数が減少傾向にあるものの、養殖業を中心に出荷数量が伸びており町内総生産額は回復傾向にある。第一次産業は、地域資源の活用など、第二次産業、第三次産業に関連する重要な産業である。

第二次産業については、建設業や製造業を中心に、復興事業の受注や住宅建築、水産加工団地等の再建により、町内総生産額も増加傾向にあるものの、一方で建設業については、復興事業も縮小傾向にあることから雇用の受け皿をはじめ、今後はその役割を製造業で担うことが想定される。製造業においては、震災前の水準には戻っていない状況であるが、水産加工団地への工場立地なども進んでおり、第一次産業の主軸である水産業にも関連し、他の産業への波及効果もあることから、引き続き地域経済を支えていく重要な産業である。

第三次産業については、町内総生産は震災前の水準まで回復していないが、卸売・小売業をはじめ住民生活に密接する産業が含まれており、就業人口の半数を占めることなどから雇用の受け皿としても重要な産業である。

現在、復興事業で整備された中心部の商業地域には、第三次産業に含まれる多くの業種において店舗再建、新規開業、多店舗展開がなされ、さらに復興事業により整備された商業地域にも今後多くの店舗が開業予定である。

このように、本町には地域経済にとって欠かすことのできない産業が多く存在し、産業の縮小は町外への購買力の流出や人口減少を加速させ、地域の衰退を招くことが懸念される。

中小企業の実態としては、町内企業の約9割が中小企業であり、そのうち約7割が家族経営などの小規模事業者で構成されている。労働力人口の減少は、経営規模の縮小、小規模事業者となれば廃業へ直結する問題であり、地域にとっては働く場が失われることから、不安定な雇用環境を創出しかねない。このようなことから本町の産業を持続的に発展させていくためには地域経済の基盤を支えている中小企業の経営の改善及び向上への支援が必要である。

以上により、中小企業者の本特例措置を活用した生産性の高い設備の導入、労働生

産性向上に向けた取組を促進するため、本計画を策定する。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、各産業の生産性を底上げし、女川町中小企業及び小規模企業振興基本条例にも定めている中小企業者の持続的発展を図ることで経済成長をしていき、地域経済の活性化及び町民生活の向上を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は第一次産業から第三次産業まで多岐にわたり、本町経済を持続的に発展させていくためには各産業の経済成長を促すことが重要であり、多様な産業の設備投資を支援することが必要であることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町内の産業は、それぞれ立地場所の特性を活かし、離半島部においては第一次産業の漁業など水産業が盛んであり、臨海エリアでは第二次産業に含まれる水産加工業、町中心部にあってはテナント型商業施設に入居される事業者をはじめ、その周辺には被災事業者を含めた自立再建事業者など、第三次産業関連の事業者が集積され立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画では町内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

第一次産業から第三次産業に含まれるいずれの産業も地域経済に不可欠なものであり、震災からの早期の復興、新たな販路拡大などが喫緊の課題となっていることから、全産業において生産性向上の取組を促進するため本計画においては全ての業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、現状の課題を解決するだけでなく、新商品の開発や従来の商圈の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率 3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

③市町村税を滞納している者については先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。